

料率の弾力化について

目的

中小企業者の経営状況を加味した料率体系を構築することにより、信用補完制度の利便性を向上し、中小企業者の更なる発展を目指す（中小企業政策審議会基本政策部会とりまとめ）。

現行

・保証料率は一律1.35%

経営状況の良好な中小企業者にとっては、**割高**の保証料を負担する**不公平**な制度となっている。

保証料に柔軟性がないため、新たな事業や事業再生にチャレンジする中小企業者あるいは信用リスクの高まった中小企業者への**保証を難しくしている面がある**。

信用補完制度を活用している自治体の制度融資については、中小企業者の経営状況にかかわらず、保証料補給、損失補償等の**財政支援が一律**となっている。

改善

本年4月

実施

弾力化後

・0.5% ~ 2.2%の幅の弾力的な料率体系。
・全体(平均)としては、現行と同じ1.35%。

経営状況の良好な中小企業者について、現行よりも**割安な保証料を実現**。成長企業を更に後押し

経営状況が必ずしも良くない中小企業者についての**保証機会を拡大**。

自治体に対し、現行よりも保証料率が引き上がる層に対する**財政支援の重点化を要請**。

【その他】

セーフティネット保証や特別小口保険に係る保証等は、対象外。